

徳島県告示第十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があつた。

令和二年一月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
株式会社池田タクシー	三好市池田町トウゲ一四五番地七	株式会社池田タクシー	三好市池田町トウゲ一三八番地一〇	訪問介護	令和元年十月二十五日	令和元年十二月一日
有限会社シノハラ	名西郡石井町石井字石井四一二番地の六	シノハラ機能訓練デイ	名西郡石井町石井字石井四一二番地の六	通所介護	同 十六日	同 十一月三十日
株式会社なかた	徳島市北島田町一丁目七一番地一九	デイサービスなかた田宮店	徳島市北田宮一丁目一番四号	同	同 十一月十九日	同 十二月二十九日